



1. すずらん基金法律事務所とは

北海道は、国土の約22％にあたる約8万平方キロメートルの面積を有し、約538万人の人々が生活しています。令和6年2月1日時点で、北海道内の登録弁護士数1082名のうち、866名(全道の約80％)が札幌管内に登録しており、道内の弁護士が札幌に集中している状況にあることは否めません。これまでの司法過疎解消の取組みにより、地方裁判所支部管内に登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域(いわゆるゼロ・ワン地域)は解消されつつあるものの、弁護士偏在の問題がすべて解決したわけではありません。

道内では、弁護士偏在状況を改善するため、平成13年4月から現在までに合計20箇所の「ひまわり基金法律事務所」が開設されていますが、令和7年4月1日現在も10箇所の「ひまわり基金法律事務所」が稼働し、まだまだ弁護士不足が深刻な地域が残っています。そのような北海道内の「司法過疎地域」で働く弁護士を養成するため、北海道内の弁護士が特別会費を拠出し、すずらん基金法律事務所運営委員会を組織して開設・援助する事務所が、「すずらん基金法律事務所」です。

「司法過疎地域」を抱える弁護士会連合会が、過疎地域に派遣する弁護士を養成する事務所を開設・援助するのは、全国で初めての試みでした。現在では、他の弁護士会連合会でも当事務所をモデルとした事務所が開設されるに至っています。

2. すずらん基金法律事務所の特徴

「すずらん基金法律事務所」は平成17年3月、札幌弁護士会館内に開設され、現在75期2名、76期1名、77期2名が社員弁護士として勤務しています。社員弁護士は毎年若干名ずつ採用さ

れ、入所後2年から3年以内に、北海道内の「ひまわり基金法律事務所」に所長として赴任したり、司法過疎地域に自ら事務所を開設するなど、司法過疎地域において弁護士業務に従事する弁護士となるよう養成されます。これまで57期から75期まで合計40名程度の社員弁護士がそれぞれ中標津、北見、名寄、岩内、稚内、伊達、新ひだか、留萌、倶知安、浦河、紋別、本別、根室、枝幸の「ひまわり基金法律事務所」の所長として赴任し、室蘭、登別では、それぞれ1名の社員弁護士がすずらん卒業後から独立開業しています。

「すずらん基金法律事務所」には、いわゆるボスと呼ばれる所長はいません。事務所に所属する弁護士全員で事務所を運営しています。もっとも、事務所に所属する弁護士は経験の少ない若手弁護士が多いです。そのため、すずらん基金法律事務所運営委員会による助言指導はもとより、所属弁護士一人一人に指導担当弁護士が選任され、事件を共同受任したり、具体的な事件処理や事務所経営全般について助言指導を受けています。

社員弁護士は、国選弁護事件、当番弁護事件、法律扶助事件、法律相談センターの相談や事件受任など、公益的活動を積極的に行うとともに、各種研修やすずらん基金法律事務所運営委員会にも出席し、「司法過疎地域」で活躍するための知識や技術の習得に努めています。

「すずらん基金法律事務所」は、定額の給与制ですので、弁護士経験が浅くても、安心して事件に集中することができます。

司法過疎問題に興味のある方、一緒に北海道のために頑張ってくれる方など、意欲のある方の応募をお待ちしています。

募集要領

採用人数	若干名	採用方法	書面審査及び面接
応募期限	随時	応募方法	履歴書、志望理由書(書式自由)を郵送
応募先	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階 弁護士法人 すずらん基金法律事務所 電話:011-280-3020 FAX:011-219-3800	★詳しい内容については、すずらん基金法律事務所(電話:011-280-3020)または北海道弁護士会連合会ホームページ、すずらん基金法律事務所ホームページまで。	

北海道弁護士会連合会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階
電話:011-281-2428(代表) FAX:011-281-4823
<http://www.dobenren.org/>



弁護士法人
すずらん基金法律事務所

北の大地・北海道で

あなたの力を発揮しませんか

We are waiting
for your challenge



北海道弁護士会連合会は

司法過疎地域に派遣する弁護士を養成する事務所として

2005年3月「すずらん基金法律事務所」を札幌に創設しました。

意欲ある弁護士を募集します。



ごあいさつ

わが国には約4万人の弁護士がありますが、その多くが都市部に集中しています。弁護士が少ない地域では、弁護士に相談・依頼をしたくても、近くにいないために難しいという弁護士過疎・偏在問題が生じています。

そこで、日弁連は、その改善を図るため、いつでも、どこでも、だれでも、弁護士に相談・依頼ができるように、2000年からひまわり基金法律事務所を設立しています。

北海道は、都道府県の中で最も広い面積を持つことから、弁護士過疎・偏在問題が特に深刻で、2025年3月現在、全国最多の10のひまわり基金法律事務所が稼働中です。

北海道弁護士会連合会は、2005年に、弁護士過疎地域において業務を行う弁護士の育成のために、すずらん基金法律事務所を設立しました。

すずらん基金法律事務所では、各弁護士は、すずらん基金法律事務所運営委員会による助言指導を受けながら、各種事件の相談、受任、公益的活動などを積極的に行い、各地で活躍するための知識経験の習得に努め、その後、ひまわり基金法律事務所の所長として巣立っていきます。

すずらん基金法律事務所出身の弁護士は、現在までに合計40名程度が道内のひまわり基金法律事務所の所長として赴任し、北海道の弁護士過疎・偏在対策に貢献してきました。

皆さんも、北海道の雄大な自然の中、地域住民から信頼される弁護士として、大きく羽ばたいてみませんか。

弁護士過疎・偏在問題に興味のある方、一緒に北海道のために頑張ってくれる方など、意欲のある方のご応募をお待ちしています。

北海道弁護士会連合会

理事長 **松田 竜**

出身弁護士の活躍している地域



「すずらん」から司法過疎地域へ

「弁護士キャリアとしてのすずらん事務所」

猪瀬法律事務所

元留萌ひまわり基金法律事務所所長 弁護士 **猪瀬 健太郎**【新63期】

私は、すずらん事務所で約1年8か月の勤務を経た後、留萌ひまわり基金法律事務所の所長として3年間赴任し、その後、札幌市内で独立開業しました。すずらん事務所を卒業してから10年以上経ちますが、すずらん事務所やその後のひまわり事務所での経験は、間違いなく私の弁護士キャリアの「礎」となっています。

例えば、すずらん事務所では、多くの先輩弁護士から共同受任のお声掛けをいただき、経験豊富な先輩方と多種多様な事件を経験することができました。また、ひまわり事務所が所在する弁護士過疎地では、他に頼れる弁護士がいない相談者や依頼者が多く訪れます。そのような環境の中、地元の方々のため一生懸命働くことで自分自身も弁護士として大きく成長することができました。

すずらん事務所のOB・OGの中には、ひまわり事務所への赴任後、他の法律事務所に入所する弁護士も多いのですが、皆さん即戦力として活躍しています。中には過疎地での経験を活かして別の道に進む弁護士もいます。

弁護士としての長いキャリアを考えたとき、すずらん事務所は、最初の一步として非常に魅力的な選択肢の一つといえます。少しでも興味がありましたら、門を叩いてみませんか。

「熱い想いがなくても」

紋別ひまわり基金法律事務所現所長

弁護士 **宮下 尚也**【71期】

私がすずらんやひまわりのことを初めて知ったのは、法科大学院での授業でした。その時は正直そこまで弁護士過疎問題に興味はなく、自分が弁護士過疎地域で働くことは全く想像していませんでした。

その後司法試験に合格し、改めて将来どんな弁護士になりたいかを考えてみましたが、漠然と町弁としてやっていきたいくらいしか浮かびませんでした。

そんな中、指導担当の先生のもと多種多様な事件を経験できるというすずらんの話を聞き、まずはすずらんで弁護士としての基礎を学び、ひまわりに赴任して一人で事務所を運営してみることで弁護士としても一人前になれるだろうし、その過程で将来どのようにやっていくかを考えてみるのもいいのではないかと思い至り、すずらんに応募しました。

私自身は当時も、正直今も、弁護士過疎問題にそこまでの熱い想いがある訳ではありません。それでも、実際に赴任してみたら、弁護士業務だけでなく、楽しみながら地域のために色々と活動しており、そのこと自体が結果として弁護士過疎問題解決への一助になっているはずです。

皆様の中には、「自分は弁護士過疎にそれほど想いがある訳でもないし…」と躊躇されている方がいるかもしれませんが。そういう方でも私は全然問題ないと思います。すずらんからひまわりへ赴任するという経験は、長い弁護士人生の糧となるはずです。

「北海道にすずらんの花を」

ようてい法律事務所

元倶知安ひまわり基金法律事務所所長 弁護士 **渡邊 恵介**【新64期】

私は、2年間、「すずらん事務所」で養成を受けた後、倶知安町に赴任しました。そして、約4年半の期間を経た後、2018年8月に定着しました。司法過疎地域では、多種多様な事件が舞い込んできます。「ボス弁不在の事務所で経験が積めるだろうか」、「分からないときにどうすれば」、と不安に思われるかもしれません。しかし、皆さんが求めれば、運営委員会所属の先生、同僚、OB・OGが、必ず皆さんの疑問に答えてくれます。

また、地域では、高齢者の問題や地域が抱える問題に対応するため、弁護士の側から地域に飛び込み、福祉関係機関や地元団体と交流していくことも必要となってきます。すずらん事務所では、地域との交流についても学べる環境があります。私も、羊蹄山麓という地域とそこに住む方々が好きになり、定着を決めました。もし、地域に住む人、地域と交流することが好きだと言う方は、司法過疎地域で働くことについて、是非検討してみてください。

任期後に定着するのも、他の地域に行くのも自由です。3年間であっても、皆さんが地域で働くことの意義は大きく、また、皆さん自身にも大きな経験となると思います。道内の司法過疎解消のために一緒にがんばりましょう。

Q 所長弁護士はいますか

A すずらん基金法律事務所には、特定の所長弁護士はいません。そのため、弁護士1年目から、事件処理と経営の両方に携わることができます。

所長弁護士はいませんが、心配は不要です。すずらん基金法律事務所運営委員会(北海道弁護士会連合会)の経験豊富な弁護士が、指導担当として、すずらん基金法律事務所の弁護士を指導・教育していくシステムになっています。

Q どのような事件がありますか

A すずらん基金法律事務所の弁護士は、指導担当弁護士等と様々な事件を共同受任することができます。例えば、離婚、相続、債務整理、交通事故といった一般民事事件や刑事事件はひととおり経験できるように配慮されています。中には、法人破産申立てや保全事件、労災事件、国家賠償事件を受任した弁護士もいます。

Q&A すずらん基金法律事務所 questions and answers

Q 地方での任期終了後は、どのような進路がありますか

A 地方での任期終了後の進路は各自の判断に委ねられており、赴任先での独立開業や、赴任先以外の都市で弁護士業務を開始する等、選択肢は様々です。

ひまわり基金法律事務所に赴任した弁護士のなかには、任期終了後、赴任先に定着した者、札幌で事務所を開設した者、札幌の事務所に移籍した者、地方公共団体に移籍した者などがいます。

また、弁護士会の副会長になった弁護士も複数名います。

Q 地方に行った後の支援はありますか

A 地方に赴任した場合、一人で弁護士業務を遂行することになります。

ですが、各ひまわり基金法律事務所は経験豊富な弁護士で構成される「支援委員会」の支援を受けられます。また、先にひまわりに赴任した社員弁護士との緊密なネットワーク(メーリングリストなど)により、日常業務で生じた様々な疑問点を解消できるようになっております。

そのため、地方に赴任してからも、安心して業務にあたるができます。